

# 1. 飲用水水質検査・第1コース

## 全項目検査（51項目）

区分	No.	項目	基準値
健康に関する項目	病原微生物	1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下
		2 大腸菌	検出されないこと
	金属類	3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下
		4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下
		5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下
		6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下
		7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下
		8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下
	無機物	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
		12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下
		13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下
	有機物	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下
		15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
		16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
		17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下
		18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
		19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
		20 ベンゼン	0.01mg/L以下
	消毒副生物	21 塩素酸	0.6mg/L以下
		22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下
		23 クロロホルム	0.06mg/L以下
		24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下
		25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下

	26 臭素酸	0.01mg/L以下
	27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下
	28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下
	29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
	30 ブロモホルム	0.09mg/L以下
	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
性状に関する項目	32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
	33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
	34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
	35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
	36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下
	37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
	38 塩化物イオン	200mg/L以下
	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下
	40 蒸発残留物	500mg/L以下
	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
	42 ジエオスミン	0.00001mg/L以下
	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
一般性状	45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下
	46 有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
	47 pH値	5.8以上8.6以下
	48 味	異常でないこと
	49 臭気	異常でないこと
	50 色度	5度以下
	51 濁度	2度以下

\* 安全・安心のためには、全項目検査（51項目）が適当ですが、不適合項目がない場合は、この検査は、2～3年毎に実施することが望ましいです。

\* なお、全項目検査（51項目）において、不適合項目がなかった場合でも、毎年省略項目（11項目）、又は省略項目+推奨項目の検査を年1回以上、定期的に実施することが望ましいです。